

項目	論点	検討の方向
1-1 自社基準等で、既に意図的なルール違反・ヒューマンエラーを考慮したリスクアセスメントを実施している事業場		
A 自社基準で、既に、実施済み。しかし、見逃しがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・既に、意図的なルール違反・ヒューマンエラーを考慮したリスクアセスメントを実施しているため、この手法によっても、リスクレベルは変わらない（上がらない）。 ・しかし、災害に繋がった事例を、この手法でチェックすると、見逃していた意図的なルール違反・ヒューマンエラーの発見に繋がる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 既に、自社基準で意図的なルール違反・ヒューマンエラーを考慮したリスクアセスメントを実施し、効果が出ている場合には、あらためてこの手法を導入する必要はない。 2. しかし、自社基準で意図的なルール違反・ヒューマンエラーを考慮したリスクアセスメントを実施しているものの、引き続き意図的なルール違反・ヒューマンエラーを要因とする災害が減少しないなど、効果が十分出していない場合は、この手法のチェックリストを参考にして自社基準の見直しをしてはどうか。
1-2 社基準等がなく、意図的なルール違反・ヒューマンエラーを考慮したリスクアセスメントを実施していない事業場		
B-1 効果があった	<ul style="list-style-type: none"> ・この手法により、意図的なルール違反・ヒューマンエラーを想定しないケースと比較して、殆どの事例で、リスクレベルは上がった。 ・レベルⅡであったものがレベルⅢになった事例があり、優先してハード対策に繋がった。また、ハード対策が困難なものはソフト対策を実施し、残留リスクとして特別な管理作業として管理されることとなった。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 効果があった事業所は、トライヤル→導入→実施→定着を更に検討してはどうか。 2. この手法を普及させるため、また、今後導入を検討する事業所のための参考として、具体的な好事例を更に収集し、官民協議会で共有してはどうか。
B-2 効果があった。しかし、リスク高の案件が多すぎて混乱する。	<ul style="list-style-type: none"> ・この手法により、意図的なルール違反・ヒューマンエラーを想定しないケースと比較してリスクレベルは上がった。 ・リスクレベルが高い案件が大幅に増加し、優先順位付け等に混乱が生じる恐れがある。 	<ol style="list-style-type: none"> 1-1. リスクレベルが高い案件が大幅に増えたことは、むしろ見逃していたリスクを発見したことと前向きに捉え、大幅に増えたリスク高の案件の中で、事業所として更に優先順位を検討し、実施してはどうか。 1-2. なお、リスク高の案件が多数となり、現場レベルが混乱し、優先順位を付けることが困難な場合は、事業者の判断で優先順位を付ける取組を検討してはどうか。 2. 上記B-1の具体的な好事例を参考に、未導入の事業所は、導入を検討してはどうか。 3. 一律に導入・実施することで混乱が生じる等の困難な場合は、対象となる事業所レベル、工場、製造部門など、限定して実施してはどうか。 4-1. なお、昨年、向殿チームは、「レベルⅣ」について、「レベルⅣは、事業場としては許容不可能なリスクレベルであり、リスク低減措置を講じるまでは、作業中止が必要となる。ただし、技術的課題等により、適切なリスク低減の実施に時間を要する場合等には、事業者の判断（責任）により、作業を中止することなく、実施可能な暫定的な措置を直ちに実施することで、作業を行うことも可能とする」と、現場の実態に即した新たな提言をした。 4-2. もし、「レベルⅣ＝作業を停止する」と位置づける「レベルⅣ」が大幅に増加することで、現場が混乱しているということであれば、レベルⅣについては、上記のとおり、現実的な対応を行うことを選択肢の一つとすることで対応してはどうか。

項目	論点	検討の方向
C-1	<p>効果があつた。しかし、ルール違反・ヒューマンエラーの可能性の評価が難しい</p> <p>・意図的なルール違反・ヒューマンエラーの「可能性」の程度が曖昧なため、バラツキが生じる。</p> <p>・リスクアセスメント実施者の力量により、バラツキが出る。</p> <p>・例えば、自殺願望者の可能性まで評価するのか、また、ルール違反を悪意や強い故意でやるのか、それとも、ついやってしまう行為なのか、その可能性の評価が、評価者の力量によってブレてしまう。</p> <p>・極論すると、全ての可能性が過度に高くなってしまう。</p>	<p>1-1. そもそも通常のリスクアセスメントにおいても「可能性」の評価にバラツキが生じる可能性は完全に排除できない。</p> <p>1-2. 向殿チームの検討テーマとしても既に取り上げており、同チームの昨年の取りまとめにおいて、①事業場内・企業で、判定基準を共通化する工夫、②複数評価者による実施、教育訓練の実施など体制の工夫、などに取り組みこととなるべくバラつきを少なくするよう提言している。</p> <p>1-3-1. 一方、意図的なルール違反・ヒューマンエラーの「可能性」の評価についても左記のとおり同様にバラつくという課題は排除できないが、上記取組を行うことでバラつきを少なくするよう取り組んではどうか。</p> <p>1-3-2. なお、意図的なルール違反・ヒューマンエラーの「可能性」の評価がバラつく要因の一つが、意図的なルール違反・ヒューマンエラーが「予見可能」か「予見不可能」かの判断にあるとの意見がある。今回の手法は、「予見不可能」な意図的なルール違反・ヒューマンエラーまでを対象とする必要はない。従って、自殺志願者や強い悪意を持ってルール違反を行う行為、更にはそもそも生産活動を破壊するような行為は、「予見不可能」と考え、あくまでも過去の災害事例等を基にした「予見可能」な意図的なルール違反・ヒューマンエラーを対象とすれば良いのではないかと。また、その趣旨をこの手法の中で解説してはどうか。</p> <p>1-4. また、全てのリスクレベルが上がったとしても、それはむしろ見逃していたリスクを発見したことと前向きに捉え、本来のリスクアセスメントの主たる目的である、ハザードを特定し、その優先順位を付けることに主眼をおいて取り組んではどうか。</p>
C-2	<p>効果がないのではないかと。そもそもルール違反・ヒューマンエラーの可能性を評価するのは難しい。</p> <p>・内容的に、個々人のモラルや、会社のコンプライアンスに取り組む姿勢まで踏み込んだ中身は、リスクアセスメントのこれまでの基軸まで歪んでしまう恐れがある。</p> <p>・このチェックリストを隣においてチェックするというのは現実離れをしている。</p> <p>・このチェックリストを見ただけで拒絶する。現場の実態に即していない。</p>	<p>1. 個人のモラルの欠如や会社のコンプライアンス違反を背景とし、意図的なルール違反・ヒューマンエラーを原因とする災害が発生しているのが現実である以上、これらの課題に対処する必要があるのではないかと。</p> <p>2. 上記B-1の好事例を参考に、導入することを検討してはどうか。</p>
2 ハザードの特定や危険個所の発見に効果があつた		
D	<p>ハザードの特定や危険個所の発見に効果あつた。</p> <p>・見逃していた意図的なルール違反・ヒューマンエラーの箇所の発見に繋がる。</p> <p>・安全パトロールに有効である。</p>	<p>1. 今回の検証の結果、安全パトロール等の際に、この手法のチェックリストを活用したところ、見逃していた意図的なルール違反・ヒューマンエラーの箇所の発見に繋がると、一定の成果が検証された。</p> <p>2. 上記を踏まえ、リスクアセスメントのハザードの特定や安全パトロールの際の危険個所の発見に、この手法のチェックリストを活用してはどうか。 → 向殿SWGの次のテーマ（ハザードの特定）に繋がる。</p> <p>3. ただし、チェック項目が多すぎること、類似した項目があること、各項目の表現が分かりなどを修正する必要がある。</p>
3 その他		
E	<p>チェックリストが使いにくい。</p> <p>・チェック項目（49）が多すぎる。</p> <p>・重複している項目がある。</p> <p>・評価に時間がかかる。</p>	<p>1-1. できるだけ「意図的なルール違反・ヒューマンエラー」のケースの漏れが生じないようにした結果、原案では49項目となってしまった。</p> <p>1-2. しかし、チェック項目が多すぎること、類似した項目があること、各項目の表現が分かりなどを修正する必要がある。</p>

	項目	論点	検討の方向
F	「意図的」とは分かりにくい。	<p>・「意図的なルール違反・ヒューマンエラー」の「意図的」は分かりにくい。</p>	<p>1-1. 当初の原案が「予見可能な『意図的・非意図的』な誤使用又は危険行動（厚労省通達を根拠）」であったが、表現が堅苦しく分かりにくいので、分かり易くするために「意図的なルール違反・ヒューマンエラー」と修正してきた経緯があるものの、それでも左記のとおり「意図的」は分かりにくいとの意見がある。</p> <p>1-2. しかし、今回の手法の対象は、「予見可能な『意図的』なルール違反」であることから、単なる「ルール違反」とするよりも「意図的なルール違反」とした方が、本来の趣旨を反映している。</p> <p>1-3. 従って、引き続き「意図的なルール違反・ヒューマンエラー」とし、併せて、上記の趣旨をこの手法の中で解説することとしてはどうか。</p>